

第 3 期障害福祉計画の策定に向けて

平成 22 年度市町村障害保健福祉主管課長等会議資料

沖縄県福祉保健部

障害保健福祉課

第3期障害福祉計画の策定に向けて

目次

- I 障害福祉計画について
- II 第2期障害福祉計画の進捗状況
- III 第3期障害福祉計画の考え方
- IV 第3期障害福祉計画策定のスケジュール
- V まとめ

※本資料の内容は、現在国において検討中のものもあり、細部については今後変更もあり得る。

I 障害福祉計画について

【厚生労働省】障害保健福祉関係主管課長会議（平成23年2月22日開催）資料より抜粋

基本指針について

- 基本指針は、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。（平成18年6月26日告示、平成19年3月30日・平成21年1月8日・平成21年3月30日改正）
- 障害福祉計画は、この基本指針に即して、市町村・都道府県が作成

障害者自立支援法

（市町村障害福祉計画）…第88条

- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

（都道府県障害福祉計画）…第89条

- 区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- 各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数
- 障害者支援施設の障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

計画期間について

18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度

第1期計画期間

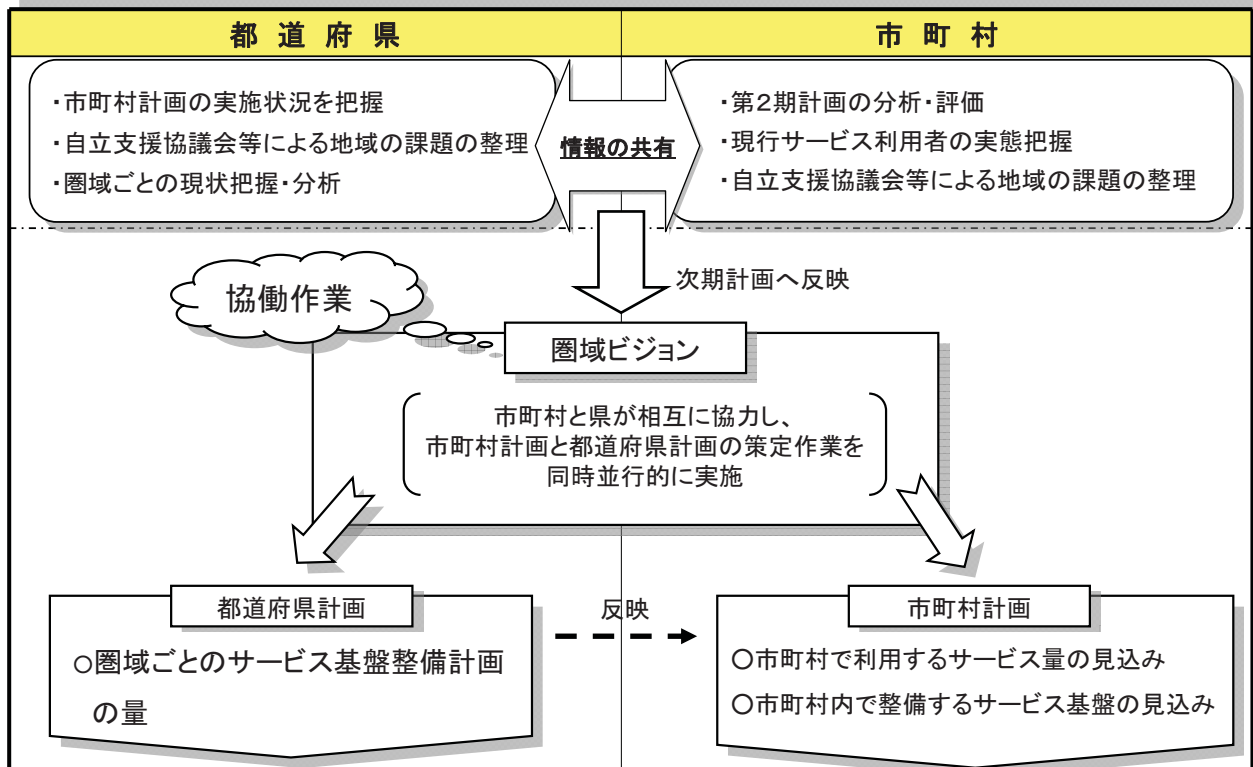
第2期計画期間

第3期計画期間

新サービス体系への移行

平成26年度の
数値目標等

都道府県障害福祉計画及び市町村障害福祉計画の関係性



II 第2期沖縄県障害福祉計画の進捗状況

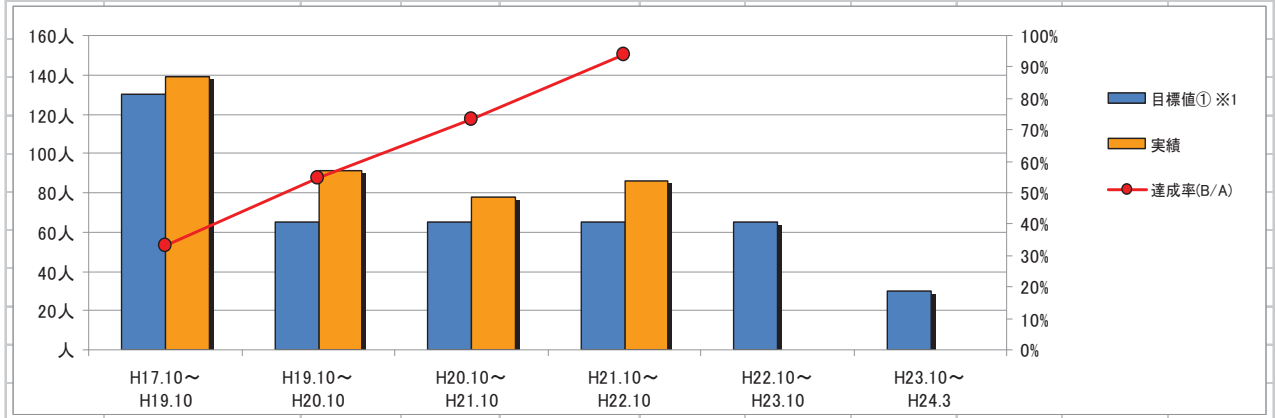
数値目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

数値目標 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

数値目標 3 福祉施設から一般就労への移行等

数値目標 1			国の基本指針						
福祉施設の入所者の地域生活への移行			<ul style="list-style-type: none"> 平成17年10月1日時点の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行 平成23年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から、7%以上削減することを基本とする 						
			※入所施設等をそのままGH等にした場合は、下表の地域生活移行者数には含まない。						
	年度	H17.10～ H19.10	H19.10～ H20.10	H20.10～ H21.10	H21.10～ H22.10	H22.10～ H23.10	H23.10～ H24.3		
基準値	平成17年10月1日時点の施設入所者数	2,761人		目標値①※1	130人	65人	65人	65人	30人
				実績	139人	91人	78人	86人	
目標値	① 地域生活移行者数(A)	420人		累計(B)	139人	230人	308人	394人	
	② 削減見込み	311人		達成率(B/A)	33%	55%	73%	94%	

※1 目標値①(420人)の年度別数値は、計画の進捗状況を把握するため、単純に年度で按分した参考値です。



(別紙2-2①) 地域生活移行者数の状況について (H17.10.1～H22.10.1)

都道府県名	計画				実績	
	H17.10.1入所者数 (A)	H23年度末までの地域生活移行者数 (B)	H23年度末までの地域生活移行率 (B/A) (C)	H17.10.1からH22.10.1までの地域生活移行者数 (D)	H17.10.1からH22.10.1までの地域生活移行率 (D/A) (E)	
01 北海道	12,055	2,366	19.6	1,775	14.7	
02 青森県	2,867	553	19.3	477	16.6	
03 岩手県	2,371	742	31.3	421	17.8	
04 宮城県	2,225	324	14.6	317	14.2	
05 秋田県	2,808	280	10.0	355	12.6	
06 山形県	1,930	463	24.0	329	17.0	
07 福島県	2,340	438	18.7	363	15.5	
08 茨城県	3,745	375	10.0	640	17.1	
09 栃木県	2,758	410	14.9	695	25.2	
10 群馬県	2,638	264	10.0	185	7.0	
11 埼玉県	5,220	522	10.0	1,071	20.5	
12 千葉県	5,000	550	11.0	841	16.8	
13 東京都	7,344	874	11.9	815	11.1	
14 神奈川県	5,308	704	13.3	852	16.1	
15 新潟県	2,733	273	10.0	478	17.5	
16 富山県	1,820	228	12.5	180	10.0	
17 石川県	1,807	185	10.2	173	9.6	
18 福井県	1,998	400	20.0	140	7.0	
19 山梨県	1,238	178	14.4	154	12.4	
20 長野県	3,104	555	17.9	936	30.2	
21 岐阜県	2,526	356	14.1	297	11.8	
22 静岡県	3,964	510	12.9	899	22.7	
23 愛知県	4,385	640	14.6	425	9.7	
24 三重県	1,741	174	10.0	412	23.7	
25 滋賀県	943	107	11.3	221	23.4	
26 京都府	2,558	270	10.6	381	14.9	
27 大阪府	8,945	1,468	16.3	1,383	15.4	
28 兵庫県	5,367	614	11.4	859	16.0	
29 奈良県	1,407	156	11.1	148	10.5	
30 和歌山県	1,480	148	10.0	245	16.6	
31 鳥取県	1,225	212	17.3	204	16.7	
32 島根県	1,697	334	19.7	359	21.2	
33 岡山県	2,738	335	12.2	535	19.5	
34 広島県	3,222	409	12.7	706	21.9	
35 山口県	2,594	272	10.5	346	13.3	
36 徳島県	1,646	397	24.1	255	15.5	
37 香川県	1,212	192	15.9	320	26.4	
38 愛媛県	2,268	269	11.9	325	14.3	
39 高知県	1,383	346	25.0	260	18.8	
40 福岡県	7,371	740	10.0	1,286	17.4	
41 佐賀県	1,731	350	20.2	315	18.2	
42 長崎県	2,998	420	14.0	426	14.2	
43 熊本県	3,411	340	10.0	482	14.1	
44 大分県	2,224	228	10.3	618	27.8	
45 宮崎県	1,952	180	9.2	394	20.2	
46 鹿児島県	4,061	552	13.6	575	14.2	
47 沖縄県	2,761	420	15.2	384	13.9	
全国計	145,919	21,128	14.5	24,277	16.6	

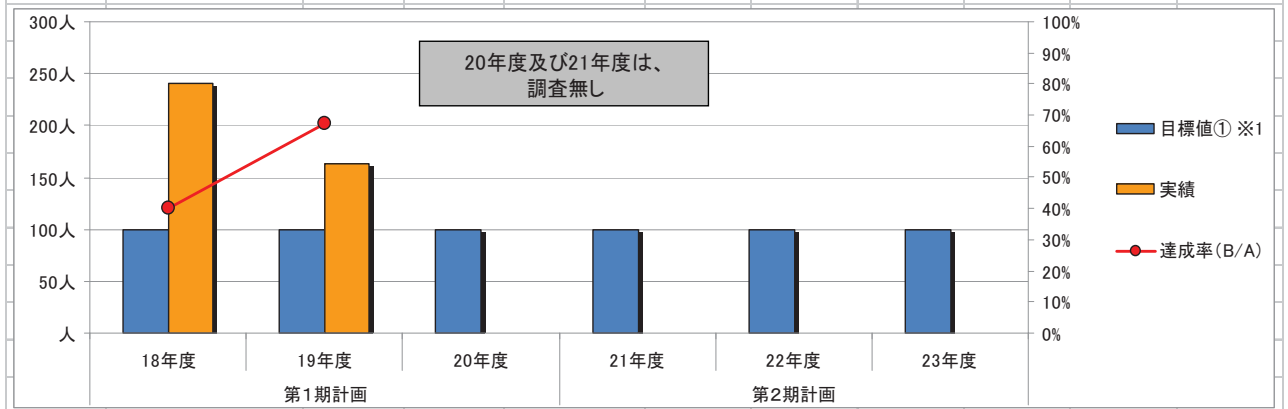
※ 地域生活移行者数(D)は、調査において回答のあった施設におけるH17.10.1からH22.10.1までの間の地域生活移行者数の累計値。

(別紙2-2②) 施設入所者数の状況について (H17.10.1～H22.10.1)

都道府県名	計画				実績		
	H17.10.1入所者数 (A)	H23年度末入所者見込数 (B)	増減数 (B-A) (C)	増減率 (C/A) (D)	H22.10.1入所者数 (E)	増減数 (E-A) (F)	増減率 (F/A) (G)
01 北海道	12,055	10,399	▲1,656	▲13.7	11,284	▲771	▲6.4
02 青森県	2,867	2,666	▲201	▲7.0	2,844	▲23	▲0.8
03 岩手県	2,371	2,371	0	0.0	2,217	▲154	▲6.5
04 宮城県	2,225	2,019	▲206	▲9.3	1,882	▲343	▲15.4
05 秋田県	2,808	2,612	▲196	▲7.0	2,752	▲56	▲2.0
06 山形県	1,930	1,787	▲143	▲7.4	1,778	▲152	▲7.9
07 福島県	2,340	1,996	▲344	▲14.7	2,187	▲153	▲6.5
08 茨城県	3,745	3,462	▲283	▲7.6	3,609	▲136	▲3.6
09 栃木県	2,758	2,488	▲270	▲9.8	2,623	▲135	▲4.9
10 群馬県	2,638	2,471	▲167	▲6.3	2,721	83	3.1
11 埼玉県	5,220	5,011	▲209	▲4.0	5,574	354	6.8
12 千葉県	5,000	5,000	0	0.0	4,853	▲147	▲2.9
13 東京都	7,344	7,344	0	0.0	7,606	262	3.6
14 神奈川県	5,308	5,054	▲254	▲4.8	4,890	▲418	▲7.9
15 新潟県	2,733	2,543	▲190	▲7.0	2,641	▲92	▲3.4
16 富山県	1,820	1,468	▲352	▲19.4	1,488	▲332	▲18.2
17 石川県	1,807	1,680	▲127	▲7.0	1,728	▲79	▲4.4
18 福井県	1,998	1,648	▲350	▲17.5	1,742	▲256	▲12.8
19 山梨県	1,238	1,132	▲106	▲8.6	1,267	29	2.3
20 長野県	3,104	2,654	▲450	▲14.5	2,782	▲322	▲10.4
21 岐阜県	2,526	2,343	▲183	▲7.2	2,524	▲2	▲0.1
22 静岡県	3,964	3,700	▲264	▲6.7	3,711	▲253	▲6.4
23 愛知県	4,385	4,080	▲305	▲7.0	4,215	▲170	▲3.9
24 三重県	1,741	1,518	▲223	▲12.8	1,809	68	3.9
25 滋賀県	943	861	▲82	▲8.7	969	26	2.8
26 京都府	2,558	2,322	▲236	▲9.2	2,261	▲297	▲11.6
27 大阪府	8,945	5,232	▲3,713	▲41.6	4,856	▲4,089	▲45.5
28 兵庫県	5,367	4,955	▲412	▲7.7	5,296	▲71	▲1.3
29 奈良県	1,407	1,309	▲98	▲7.0	1,565	158	11.2
30 和歌山県	1,480	1,377	▲103	▲7.0	1,317	▲163	▲11.0
31 鳥取県	1,225	1,045	▲180	▲14.7	1,049	▲176	▲14.4
32 島根県	1,697	1,459	▲238	▲14.0	1,572	▲125	▲7.4
33 岡山県	2,738	2,482	▲256	▲9.3	2,460	▲278	▲10.2
34 広島県	3,222	3,002	▲220	▲6.8	3,278	56	1.7
35 山口県	2,594	2,415	▲179	▲6.9	2,257	▲337	▲13.0
36 徳島県	1,646	1,546	▲100	▲6.1	1,674	28	1.7
37 香川県	1,212	1,117	▲95	▲7.8	1,261	49	4.0
38 愛媛県	2,268	2,087	▲181	▲8.0	2,173	▲95	▲4.2
39 高知県	1,383	1,158	▲225	▲16.3	1,412	29	2.1
40 福岡県	7,371	6,851	▲520	▲7.1	7,134	▲237	▲3.2
41 佐賀県	1,731	1,474	▲257	▲14.8	1,483	▲248	▲14.3
42 長崎県	2,998	2,428	▲570	▲19.0	2,727	▲271	▲9.0
43 熊本県	3,411	3,173	▲238	▲7.0	3,316	▲95	▲2.8
44 大分県	2,224	1,978	▲246	▲11.1	2,236	12	0.5
45 宮崎県	1,952	1,774	▲178	▲9.1	1,881	▲71	▲3.6
46 鹿児島県	4,061	3,772	▲289	▲7.1	3,818	▲243	▲6.0
47 沖縄県	2,761	2,450	▲311	▲11.3	2,635	▲126	▲4.6
全国計	145,919	133,733	▲12,186	▲8.4	139,357	▲6,562	▲4.5

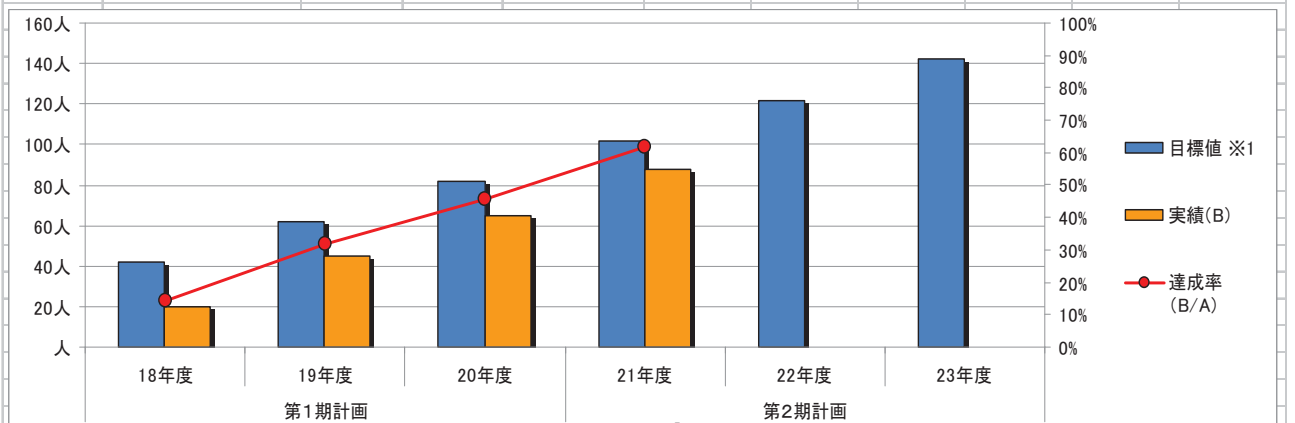
数値目標 2			国の基本指針					
入院中の精神障害者の地域生活への移行			<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指す、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定 都道府県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数の目標値を定める 					
			年度	第1期計画			第2期計画	
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
基準値	平成18年6月現在の退院可能精神障害者数	827人	目標値①※1	100人	100人	100人	100人	100人
			実績	241人	163人	20年度及び21年度は、調査無し		
目標値	① 減少数(A)	600人	累計(B)	241人	404人			
	② 特別対策事業利用による退院見込者数	25人	達成率(B/A)	40%	67%			

※1 目標値①(600人)の年度別数値は、計画の進捗状況を把握するため、単純に年度で按分した参考値です。



数値目標 3			国の基本指針					
福祉施設から一般就労への移行			<ul style="list-style-type: none"> 第1期計画時点(平成17年度)の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。 					
			年度	第1期計画			第2期計画	
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
基準値	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数	23人	目標値※1	42人	62人	82人	102人	122人
			実績(B)	20人	45人	65人	88人	
目標値	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数(A)	142人	達成率(B/A)	14%	32%	46%	62%	

※1 目標値(142人)の年度別数値は、計画の進捗状況を把握するため、単純に年度で按分した参考値です。



Ⅲ 第3期障害福祉計画の考え方

【厚生労働省】障害保健福祉関係主管課長会議（平成23年2月22日開催）資料より抜粋

【1 基本理念等】

- ① 現基本指針の基本的理念・基本的考え方、市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項等については、考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行う。
- ② 計画期間
平成24年度から平成26年度までの3年間とする。
ただし、障害者総合福祉法（仮称）の平成25年8月までの実施を目指しており、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性がある。
- ③ 児童福祉法に基づく障害児に係るサービスについては、法律上計画の策定義務は無く、任意であるが、各都道府県等の判断で障害児に係るサービスの提供体制の整備方針等を定めることが望ましい。

	国の基本指針(平成18年6月26日厚生労働省告示第395号)	第2期沖縄県障害福祉計画																																	
基本的理念	1. 障害者等の自己決定と自己選択の尊重 2. 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化 3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	1. 障害者等の自己決定と自己選択の尊重 2. 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化 3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備																																	
基本的考え方	1. 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障 2. 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障 3. グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進 4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進	1. 訪問系サービスの保障 2. 日中活動系サービスの保障 3. 地域生活への移行 4. 一般就労への移行 5. 地域生活支援事業の充実 6. 相談支援体制の確保																																	
市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害福祉計画に定める事項</th> <th>市町村</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本理念等</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>平成23年度の数値目標の設定</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>区域の設定</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>各年度におけるサービス又は相談支援の見込み量と確保策</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>圏域ごとの指定障害福祉サービス基盤整備計画</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>サービス等従事者の確保又は資質向上のために講ずる措置</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>地域生活支援事業の実施に関する事項</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>障害福祉計画の期間及び見直しの時期</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>障害福祉計画の達成状況の点検及び評価</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	障害福祉計画に定める事項	市町村	県	基本理念等	○	○	平成23年度の数値目標の設定	○	○	区域の設定		○	各年度におけるサービス又は相談支援の見込み量と確保策	○	○	圏域ごとの指定障害福祉サービス基盤整備計画		○	各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数		○	サービス等従事者の確保又は資質向上のために講ずる措置		○	地域生活支援事業の実施に関する事項	○	○	障害福祉計画の期間及び見直しの時期	○	○	障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	○	○	<p>必要な時点修正とは、自立支援法等の一部改正の内容を盛り込むことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化 ・ 同行援護の創設 ・ 障害児施設の見直し等
障害福祉計画に定める事項	市町村	県																																	
基本理念等	○	○																																	
平成23年度の数値目標の設定	○	○																																	
区域の設定		○																																	
各年度におけるサービス又は相談支援の見込み量と確保策	○	○																																	
圏域ごとの指定障害福祉サービス基盤整備計画		○																																	
各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数		○																																	
サービス等従事者の確保又は資質向上のために講ずる措置		○																																	
地域生活支援事業の実施に関する事項	○	○																																	
障害福祉計画の期間及び見直しの時期	○	○																																	
障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	○	○																																	

現基本指針の基本的理念・基本的考え方、市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項等については、考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行う。

【2 基本指針に定める数値目標の設定】

		【厚生労働省】障害保健福祉関係主管課長会議（平成23年2月22日開催）資料より抜粋	
		現行	（案）
1	施設入所者の地域生活への移行	<p>・平成23年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行</p>	<p>・平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。</p> <p>※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。</p>
		<p>・平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から、7%以上削減することを基本</p>	<p>・平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。</p> <p>※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。</p>
2	退院可能精神障害者の減少	<p>・平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定</p>	<p>社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら、本年夏を目途にお示しする。</p>
		<p>・都道府県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数の目標値を定める。</p>	<p>「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数については、個別給付化することを踏まえ、廃止する。</p>
3	福祉施設から一般就労への移行	<p>・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。 目標の設定に当たっては、第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。</p>	<p>・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。 目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。</p>

【3 サービスの見込量及び入所定員総数の設定方法】

考え方

- ① 現基本指針で示しているサービスの見込量及び入所定員総数の算出に当たっての指針は、数値目標に係るものを除き、変更の必要がないため、**基本的に変更しない。**
- ② 旧体系施設が全て新体系に円滑に移行できるようサービス量を見込むこととする。
- ③ 18歳以上の障害児施設入所者については、障害者施策（障害者自立支援法）で対応することとなるが、地域移行者数及び入所者の削減数に係る数値目標や、サービスの見込量、入所定員総数を設定する際には、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて行うものとする。
計画上の数値目標・見込量・入所定員総数には含まない場合でも、当該施設の入所者についても、計画的に地域移行を進めるのが望ましい。
- ④ 各種経過措置の取扱いや、障害者自立支援法の改正により創設されるサービス（相談支援、同行援護）の見込量の考え方については、サービス内容の検討状況を踏まえ、**追ってお示しする。**

【厚生労働省】障害保健福祉関係主管課長会議（平成23年2月22日開催）資料より抜粋

【4 留意点】

- ① 障害者自立支援法の改正により、自立支援協議会が法律上位置づけられることになる。自立支援協議会を設置した市町村は、障害福祉計画を定め、又は、変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととなる。
 その施行日は、平成24年4月1日を予定しているが、改正の趣旨を踏まえ、第3期計画（平成24年度～）の作成に当たっても、自立支援協議会の意見を聴くよう努めることが望ましい。
- ② 地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえ、平成23年通常国会に提出される地域主権改革推進のための改正法案には、市町村及び都道府県障害福祉計画等の策定及びその手続きの見直しについての項目がある。（資料4の19ページ参照）
 改正法案の施行期日については、現時点では平成24年4月1日で検討されているが、確定でないため、当該法案の内容が、第3期計画の内容にどの程度影響するかも未確定。
- ③ 改正法案が成立した場合、その内容、施行日、経過措置等の詳細については、国から随時情報提供される予定であるので、その動向について法改正の施行により、第3期計画の見直しが必要になる場合には改めて連絡する。
- ④ 現時点では、各市町村においては、現在の制度内容に基づき、平成23年度中に第3期計画を策定していただくこととなる。

IV 第3期障害福祉計画策定スケジュール

年月	障 害 福 祉 計 画				参考：国
	障害者施策推進協議会	県障害保健福祉課	市町村	関係団体	
平成23年 3月	第1回 施策推進協議会		市町村主管課長会議		
4月					
5月		課内作業部会 (随時開催)			随時情報提供
6月					
7月				【説明会・ヒアリング】 ・障害福祉関係団体 ・NPO法人等	
8月		【市町村へ調査依頼】 ・第2期計画に係る障害福祉サービス、 地域生活支援事業等実績報告	【調査開始】 市町村主管課長会議 国指針見直し案説明 【第1回ヒアリング】 ・実績について市町村との意見交換 【市町村からの調査結果報告】		【厚生労働省】 ・基本指針告示（想定） 【厚生労働省】 ・第3期障害福祉計画策定に 向けた説明会（想定）
9月		【市町村へ調査依頼】 ・第3期計画に係る障害福祉サービス、 地域生活支援事業等見込み量作成報告	【調査開始】		
10月	第1回 施策推進協議会		【市町村からの調査結果報告】		
11月		課内作業部会 ・圏域ごとの取組体制整理 ・市町村中間報告整理 ・圏域ごとの中間案 ・市町村見込み量の調整 事務局にて最終案とりまとめ	【第2回ヒアリング】 ・見込み量について市町村と意見交 換		
12月	第2回 施策推進協議会				
平成24年 1月	第3回 施策推進協議会				
2月		パブリックコメント実施			
3月	第4回 施策推進協議会	・市町村数値まとめ(最終) ・冊子作成・配布 → 国			

V まとめ

- ① 障害保健福祉課ホームページにおいて、第3期計画策定に向けたページを立ち上げ、国及び県の指針・通知・案内等の最新情報を随時更新していく予定。
- ② 上記ページにおいて、市町村別の各サービスの見込み及び実績のデータを作成し、掲載するので、第3期計画策定に向けた参考資料としてご活用いただきたい。
- ③ 第2期計画期間終了の平成23年度末まで、残り1年余りとなったことから、計画の数値目標達成に向けて、ご努力いただきたい。
- ④ 第3期計画の策定に当たり、第2期計画の現状把握、地域における課題等を踏まえ、今後実施すべき事項等を分析・検討することが重要。
- ⑤ 上記分析・検討を踏まえ、目標値を適切に補正（上方・下方）するとともに、障害者のニーズを踏まえ必要なサービス量を見込むことが必要。
- ⑥ 現状把握、実績確認、目標値設定、サービス量見込み等の調査を随時行うこととしているので、期限内報告など調査への協力をお願いします。